

伊丹市型水道・工業用水道弁栓用鉄蓋認定要領

（目的）

第1条 この要領は、伊丹市水道事業及び工業用水道事業において使用する弁栓用鉄蓋の認定に関する取扱いについて必要な事項を定めることにより、事務の執行に係る基準及び手続きの適正化に資するとともに公正な判断を担保することを目的とする。

（認定基準）

第2条 伊丹市上下水道局（以下、「局」という。）が認定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、申請者は伊丹市入札参加資格者名簿に登録手続きを完了した者又は完了予定者とする。

- (1) 伊丹市型円形鉄蓋・レジンコンクリート製ボックス仕様書に掲げる鉄蓋の規格等に適合すること。
- (2) 日本産業規格（J I S）の認定工場において製作されるものであること。
- (3) 日本国内の官公庁発注工事において3年以内に納入実績があること。

（認定申請）

第3条 申請者は、前条に規定する弁栓用鉄蓋の認定を取得しようとする場合は、速やかに局に伊丹市型水道・工業用水道弁栓用鉄蓋認定申請書（様式第1号。以下、「認定申請書」という。）及び水道・工業用水道弁栓用鉄蓋納入実績報告書（様式第2号。以下、「実績報告書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の認定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。なお、添付する資料の名称は任意とする。

- (1) 申請製品の名称、規格、形式番号等の分かる書類
- (2) 製品図面
- (3) 日本産業規格表示（J I S）認証書（写し）
- (4) 性能証明書
- (5) カタログ
- (6) その他必要と認められる書類

（製品検査）

第4条 申請者は、前条の認定申請書及び実績報告書の提出後、製品検査を実施するため、局に製品検査立会願（様式第3号。以下、「立会願」という。）を提出し立会いを依頼するものとする。

2 前項の立会願には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。なお、添付する資料の名称は任意とする。

- (1) 製品検査項目及び内容等の分かる書類

(2) 地図・経路図

(3) その他必要と認められる書類

3 局は、立会願に基づき製品検査を実施するものとする。

4 局は、立会願に基づき製品検査を実施できない場合は、申請者が実施する代理による製品検査（以下、「代理検査」とする。）を申請者に依頼するものとする。

5 申請者は、前項の代理検査を依頼された場合は、申請者が指定する者による製品検査を実施するものとする。

6 局は、代理検査を依頼する場合は、申請者に立会願を返戻するものとする。

（製品検査の報告）

第5条 申請者は、前条第3項又は第5項の製品検査を実施した場合は、局に製品検査実施報告書（様式第4号。以下、「実施報告書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の立会願には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。なお、添付する資料の名称は任意とする。

(1) 試験成績書

(2) 試験結果報告書

(3) 立会状況写真

(4) その他必要と認められる書類

（認定通知書の交付）

第6条 局は、第3条第1項の認定申請書及び実績報告書、前条第1項の実施報告書を審査し、その内容が第2条に規定する認定基準を満たすと判断した場合は、協議書の提出後30日以内に申請者に伊丹市型水道・工業用水道弁栓用鉄蓋認定通知書（様式第5号。以下、「認定通知書」という。）を交付するものとする。

2 局は、前項の審査により、その内容が第2条に規定する認定基準を満たさないと判断した場合は、協議書の提出後30日以内に申請者に伊丹市型水道・工業用水道弁栓用鉄蓋不認定通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（有効期間）

第7条 前条第1項の認定通知書の有効期間は、認定開始日から3年経過後の3月31日までとし、更新した場合は更新日から3年間とする。

2 前条第1項の認定通知書の有効期間を過ぎた場合、又は認定期間内であっても認定基準を満たさなくなった場合は、その該当する日をもって認定を喪失するものとする。

（更新及び変更）

第8条 申請者は、第6条の認定を更新する場合は、認定期間終了日の3か月前までに更新に係る認定申請書等を提出しなければならない。

2 申請者は、有効期間までに第6条の認定通知書の内容に変更がない場合については、更

新の申請を省略することができる。

- 3 申請者は、認定内容等の更新又は変更が生じた場合は、速やかに更新又は変更に係る認定申請書等を提出しなければならない。
- 4 更新又は変更に係る手続き等は、第3条から第5条までの規定に準じて実施する。

(認定の取消し)

第9条 認定した製品又は申請者において、次の各号に掲げる事項が生じた場合は、局の認定を取消すものとする。また、認定期間中の納入実績が著しく少ない製品については、認定を取消す場合がある。

- (1) 申請及び検査内容に虚偽があった場合
 - (2) 日本産業規格（J I S）の認定工場でなくなった場合
 - (3) 申請の内容が履行されなかった場合
 - (4) 不正及び反社会的な事実が認められた場合
 - (5) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合
- 2 局による認定の取り消し、又は申請者による認定の取り消しについては、伊丹市型水道・工業用水道弁栓用鉄蓋認定取消通知書（様式第7号）又は伊丹市型水道・工業用水道弁栓用鉄蓋認定取消願（様式第8号）によるものとする。

(その他)

第10条 その他について、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 局は、認定期間内において認定申請書等の内容確認により、必要に応じ立入り検査を実施し、書類の提出を求めることがある。
- (2) 認定した製品の納入後であっても、局が検査の必要があると認めた場合は、納入した製品の中から適時抜き取り検査を実施することがある。
- (3) 局が実施する材質検査、性能検査及び立ち入り検査等に要する費用については、申請者の負担とする。
- (4) この要領の実施に関して、要領に定めのないもの、又は新たに疑義が生じた場合は、その都度局が定める。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。